


気象庁から民間放送事業者への広報資料としての火山監視カメラ映像の効率的な提供のための回線接続に関する協定

気象庁（以下、「甲」という。）と民間放送事業者である日本テレビ放送網株式会社（以下、「乙1」という。）、株式会社テレビ朝日（以下、「乙2」という。）、株式会社 TBS テレビ（以下、「乙3」という。）、株式会社テレビ東京（以下、「乙4」という。）、及び株式会社フジテレビジョン（以下、「乙5」といい、乙1から乙5を総称して、以下「乙ら」という。）は、次のとおり協定する。




第1章

（目的）



第1条 この協定は、甲が保有する火山監視カメラ映像（以下、「映像」という。）を、広報資料として乙らに提供する手段のひとつとしての回線接続及び映像の提供とその使用条件について、協定するものである。回線を用いた映像の提供により、甲及び乙らの作業負担を軽減するとともに、映像の円滑な提供により、迅速な国や地域の防災対応及び住民の危険回避行動に資することを目的とする。




2 回線接続は、甲による火山業務の実施に支障をきたすものであってはならない。



第2章

（対象とする映像）

第2条 回線接続の対象とする映像については、細目協定（別途甲乙間で締結する第4章に定めるものをいう。以下同じ）にて定める。



（映像の提供）

第3条 乙らは、甲が広報資料としての提供を認めた映像に限り、放送（乙ら自らが放送する場合、及び乙らが第三者に放送を許諾する場合を含む）、自動公衆送信、放送番組としての二次利用等に利用（以下、総称して「放送利用」という）することができるものとする。また、放送利用する場合は出典を明示するものとし、その具体的表記については細目協定に定める。

（映像提供の通知）

第4条 乙らは、放送利用のため映像使用の許諾を希望する場合は、その都度乙らが個別に、甲に通知しなければならない。

2 乙らの系列局等の第三者が映像を使用した放送を独自に希望する場合、乙らは、当該第三者をして、甲への使用通知を行わせるものとする。

### 第3章 装置等

#### (費用負担)

第5条 回線接続のために必要な装置に係る費用や回線使用料等については、乙らの負担とすることを基本とするが、電力等の使用料については甲および乙らで協議のうえ定める。

2 費用負担の詳細については、前項を踏まえ細目協定にて定める。

第6条 乙らは、この協定及びこの協定に基づく細目協定の実施のために必要な装置を設置する場合には、別途甲の施設の使用許可を得る等、必要な手続きを行うものとする。

### 第4章 細目協定

#### (細目協定に定める事項等)

第7条 細目協定は、第2条及び第5条に係る事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- (1) 第3条及び第4条に係る甲および乙らの連絡窓口
- (2) 第3条に係る出典の表記
- (3) その他、この協定の実施に関し必要な細目的事項

第8条 細目協定は、甲側としては気象庁本庁、乙らの側としては民間放送事業者との間で締結するものとする。

### 第5章 その他

#### (有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

ただし、期間満了日の3か月前までに甲または乙らから申し出のないときには、この協定は同じ条件で更に1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

#### (疑義の解決等)

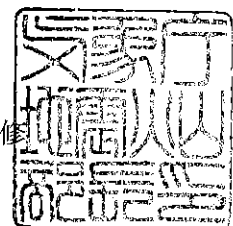
第10条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲及び乙らで協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書6通を作成し、各自1通を保管する。

平成28年3月25日

甲 気象庁地震火山部長

上垣内



乙1 日本テレビ放送網株式会社報道局長

袴田 直希



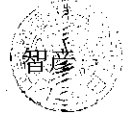
乙2 株式会社テレビ朝日報道局長

篠塚 浩



乙3 株式会社TBSテレビ報道局長

西野



乙4 株式会社テレビ東京報道局長

加増



乙5 株式会社フジテレビジョン報道局長

西淵 憲司



